

# 平成25年度農山漁村6次産業化対策事業のうち農山漁村活性化再生可能エネルギー総合推進事業（農山漁村活性化再生可能エネルギー事業化サポート事業）に係る公募要領

※本公募は、平成25年度予算案に基づいて行うものであるため、成立した予算の内容に応じて、事業内容、予算規模等の変更があり得ることに御留意願います。

## 第1 総則

農山漁村活性化再生可能エネルギー総合推進事業のうち農山漁村活性化再生可能エネルギー事業化サポート事業（以下「本事業」という。）に係る公募の実施については、農山漁村6次産業化対策事業実施要綱（案）（平成24年4月20日付け23食産第4049号農林水産事務次官依命通知）（以下「実施要綱（案）」といふ。）、農山漁村6次産業化対策事業補助金交付要綱（案）（平成24年4月20日付け23食産第4051号農林水産事務次官依命通知）（以下「交付要綱（案）」といふ。）及び農山漁村活性化再生可能エネルギー総合推進事業実施要領（案）（以下「実施要領（案）」といふ。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによるものとします。

## 第2 趣旨

農山漁村には、再生可能エネルギーに活用可能な資源が豊富に存在しており、これらの資源を最大限活用し、再生可能エネルギーの導入を図ることにより、そのメリットが地域に還元されることを通じて地域の農林漁業の発展を促進し、農山漁村の活性化につなげていくことが重要となっています。

再生可能エネルギーの導入による農山漁村の活性化の効果を最大化するためには、農林漁業者又はその組織する団体（以下「農林漁業者等」といふ。）を始めとした地域の主体が主導する取組を育てていくことが重要です。

しかしながら、発電技術や会計処理等といった再生可能エネルギー発電事業に必要な知見・ノウハウが十分でないこと等から、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく固定価格買取制度導入後も民間の金融機関が再生可能エネルギー発電事業を行おうとする農林漁業者等に資金を融通する例はほとんど見られません。

このため、農林漁業者等が主導して行う農山漁村の資源を活用した再生可能エネルギー発電事業の取組について、事業構想から運転開始に至るまでに必要な各種の手続や取組を総合的に支援し、再生可能エネルギー発電事業を適切に行える事業体の形成を図ります。

## 第3 事業内容

再生可能エネルギー発電事業の事例の収集・分析・紹介、技術・法令・制度等を習得するための研修会の実施、資金計画や事業者等との折衝への助言など、発電事業の構想から運転開始に至るまでに必要なサポートを行う取組を支援します。

### 1 事例の収集・分析

農林漁業者等が再生可能エネルギー発電事業を開始するに当たって参考となる事例を収集・分析し、課題の整理及び取組内容の評価を行います。

## 2 研修会の開催

別途公募を行う農山漁村活性化再生可能エネルギー事業化推進事業（以下「事業化推進事業」という。）の事業実施主体（採択件数は30件程度を予定）及び発電事業を行おうとする農林漁業者等を対象として再生可能エネルギー発電事業を開始するに当たって必要な技術・法令・制度等に係る専門的な知見の習得のための研修会を開催します。

## 3 個別事業相談

事業化推進事業の事業実施主体からの個別相談に対して助言等のサポートを行います。

## 4 報告書の作成

1から3までの取組内容及び農林漁業者等が再生可能エネルギー発電事業を開始するに当たって必要となる課題の克服方法を整理し、報告書として取りまとめます。

## 第4 応募団体の要件

本事業に応募ができる団体は、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特例民法法人、特定非営利活動法人、企業組合、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、独立行政法人その他法人格を有しない団体で事業承認者（実施要綱（案）第5の1に規定する事業承認者をいう。以下同じ。）が特に認める団体であって、以下の要件を全て満たすものとします。

ただし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第42条第2項に規定する特例民法法人（以下「特例民法法人」という。）で、年間収入額に占める国からの補助金・委託費の割合が3分の2を上回ることが見込まれる法人に対しては、「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」（平成14年3月29日閣議決定）により、原則として補助金の交付決定を行うことができませんので、御注意ください。

- 1 本事業を行う意思及び具体的計画並びに本事業を的確に実施できる能力を有する団体であること。
- 2 本事業に係る経理その他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有する団体であって、定款、役員名簿、団体の事業計画書・報告書、収支決算書等（これらの定めのない団体にあっては、これに準ずるもの）を備えているものであること。
- 3 本事業により得られた成果（以下「事業成果」という。）について、その利用を制限せず、公益の利用に供することを認めること。
- 4 日本国に所在し、補助事業全体及び交付された補助金の適正な執行に関し、責任を持つことができる団体であること。
- 5 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号）第2条6号に規定する暴力団員をいう。以下

同じ。) でないこと。

## 第5 補助対象経費の範囲

### 1 事例収集・分析費

専門員手当、補助賃金、旅費、資料印刷費、資料購入費、消耗品費、通信運搬費等

### 2 研修会開催費

専門員手当、補助賃金、講師謝金、旅費、会場借料、会議費、資料印刷費、資料購入費、消耗品費、通信運搬費等

### 3 個別事業相談費

専門員手当、補助賃金、旅費、資料印刷費、資料購入費、消耗品費、通信運搬費等

### 4 報告書作成費

専門員手当、補助賃金、資料印刷費、消耗品費、通信運搬費等

応募に当たっては、本事業期間中における所要額を算出させていただきますが、実際に交付される補助金の額は、申請書類に記載された事業実施計画等の審査の結果等に基づき決定されることとなりますので、必ずしも所要額とは一致するとは限りません。

また、所要額に補助事業に要する人件費（補助事業に直接従事する者の直接作業時間に対する給料その他手当）を計上する場合は、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成22年9月27日付け22経第960号大臣官房経理課長通知）に基づき、算定してください。

なお、所要額については、千円単位で計上することとします。

## 第6 申請できない経費

次の経費は、事業の実施に必要なものであっても、所要額に含めることができません。

### 1 建物等施設の建設、機械及び器具の取得並びに不動産取得に関する経費

### 2 本事業の業務（資料の整理・収集、調査の補助等）を実施するために雇用した者に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間及び日数に応じて支払う経費以外の経費

### 3 事業の期間中に発生した事故又は災害の処理のための経費

### 4 補助金の交付決定前に支出される経費

### 5 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額。）

### 6 その他本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に要した経費を証明できない経費

## 第7 補助金額及び補助率

補助金額は、原則として15,000千円以内とし、この範囲内で事業の実施に必要となる経費を定額で助成します。

なお、補助金額については、補助対象経費等の精査により減額する場合がありますので留意してください。

## 第8 補助事業実施期間

平成25年度の交付決定の日から平成26年3月31日までとします。

## 第9 申請書類の作成及び提出

### 1 申請書類の作成

提出すべき申請書類（以下「課題提案書等」という。）は、以下のとおりとします。

#### (1) 事業に係る課題提案書（別紙様式1）

提案の内容は、第2の趣旨、第3の事業内容及び第5の補助対象経費の範囲に照らして適當なものであることとし、事業実施計画書（別添）を添付してください。

#### (2) 応募団体の概要（団体概要等）が分かる資料（パンフレット等）

- ① 応募団体が民間企業である場合にあっては、営業経歴（沿革）及び直前3カ年分の決算（事業）報告書
- ② 応募団体が民間企業以外の団体である場合にあっては、定款及び直前3カ年分の決算（事業）報告書
- ③ 応募団体が法人格を有しない団体である場合にあっては、当該団体の概要（別紙様式2）

ただし、①又は②に掲げる資料がない場合にあっては、これらに準ずる資料としてください。

### 2 課題提案書等の提出期限、提出先及び提出部数

課題提案書等の提出期限、提出先及び提出部数については、公示に別途記載します。

### 3 課題提案書等の提出に当たっての注意事項

- (1) 課題提案書等は、様式に沿って作成してください。
- (2) 提出した課題提案書等は、変更することができません。
- (3) 課題提案書等に虚偽の記載をした場合は、審査対象となりません。
- (4) 応募団体の要件を有しない者が提出した課題提案書等は、無効とします。
- (5) 課題提案書等の作成及び提出にかかる費用は、応募団体の負担とします。
- (6) 課題提案書等の提出は、原則として郵送又は宅配便（バイク便を含む。）とし、やむを得ない場合には、持参も可としますが、FAX又は電子メールによる提出は、受け付けません。
- (7) 課題提案書等を郵送する場合は、簡易書留、特定記録等、配達されたことが証明できる方法によってください。また、提出期限前に余裕をもって投函するなど、必ず提出期限までに到着するようにしてください。
- (8) 提出後の課題提案書等については、採択、不採択にかかわらず返却はいたしませんので、御了承ください。
- (9) 課題提案書等は、一つの封筒を利用し、書類一式を入れて提出してください。
- (10) 提出された課題提案書等については、秘密保持には十分配慮するものとし、審査以外には使用いたしません。

## 第10 補助金交付候補者の選定

提出された課題提案書等については、以下に掲げるとおり、事業担当課等において書類確認、事前整理、課題提案会等を行った後、食料産業局長が別に定めるところにより設置する選定審査委員会において、審査の基準等に基づき審査を行い、事業実施主体となり得る候補（以下「補助金交付候補者」という。）を選定するものとします。

### 1 審査の手順

審査は、以下の手順により実施されます。

#### (1) 書類確認

提出された課題提案書等について、応募団体の要件及び課題提案書等の内容について確認し、必要に応じて問合せをさせていただきます。

なお、本公募要領の内容を満たしていないものについては、以降の審査の対象から除外されます。

#### (2) 事前整理

事業担当課等において、提出された課題提案書等について事前整理を行います。また、必要に応じ、課題提案会を行う場合があります（課題提案会は、非公開といたします。また特段の事由なく課題提案会に出席されなかつた場合は、申請を辞退したものとみなします。旅費は、応募団体の負担とさせていただきます。）。課題提案会の際、外部有識者が加わることがあります。

#### (3) 選定審査委員会による審査

事前整理を踏まえ、選定審査委員会において最終審査を実施し、予算の範囲内において、得点が高い者から順に、補助金交付候補者を選定します。

### 2 審査の観点

審査は、事業実施主体の適格性、事業内容及び実施方法、事業の効果並びに行政施策等との関連性等を勘案して総合的に行います。

### 3 審査の基準

#### (1) 事業実施主体の適格性については、以下の項目について審査するものとします。

なお、課題提案書等の提出から過去3年以内に、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第17条第1項又は第2項に基づき交付決定の取消しがあった補助事業等又は間接補助事業等において、当該取消しの原因となる行為を行った補助事業者等又は間接補助事業者等については、本事業に係る事業実施主体の適格性の審査においてその事実を考慮するものとします。

##### ① 実施体制の適格性

##### ② 知見・専門性及び類似・関連活動の実績

#### (2) 事業内容及び実施方法については、以下の項目について審査するものとします。

##### ① 事業の目的・趣旨との整合性及び事業内容の妥当性

##### ② 実施方法の効率性

##### ③ 経費配分の適切性

#### (3) 事業の効果については、以下の項目について審査するものとします。

##### ① 期待される成果

##### ② 波及効果

#### 4 審査結果の通知

審査結果については、選定審査委員会における最終審査が終了次第、速やかに全ての応募団体に対して通知します。

審査結果の通知については、補助金交付候補者には補助金交付の候補者となつた旨をお知らせするものであり、補助金の交付は、別途、必要な手続を経て、正式に決定されることになります。

補助金交付候補者については、農林水産省のホームページ等で公表します。

選定審査委員会の議事及び審査内容については、非公開とします。また、審査委員は、審査において知ることのできた秘密について、委員の職にある期間だけでなく、その職を退いた後についても第三者に漏洩しないという、秘密保持の遵守が義務付けられています。

なお、補助金交付候補者の決定に係わる審査の経過、審査結果等に関するお問合せにはお答えできませんので、あらかじめ御了承ください。

#### 第11 交付決定に必要な手続等

補助金交付候補者は、国の指示に従い速やかに、改正後の農山漁村6次産業化対策事業実施要綱及び農山漁村6次産業化対策事業補助金交付要綱並びに制定後の農山漁村活性化再生可能エネルギー総合推進事業実施要領（以下「要綱等」という。）に基づき、補助金の交付を受けるために提出することとなっている交付申請書及び事業実施計画書（以下「申請書等」という。）を事業承認者まで提出していただきます。申請書等を審査した後、問題がなければ交付決定通知を発出します。

なお、申請書等の内容については、審査結果に基づいて修正していただくことがあります。

#### 第12 重複申請等の制限

同一の提案内容で他の事業（農林水産省又は他省庁等の補助事業等）への申請を行っている場合、申請段階（補助金交付候補者として選定されていない段階）で、本事業に応募することは差し支えありませんが、他の事業への申請内容、他の事業の選定の結果によっては、この事業の審査の対象から除外され、又は補助金交付候補者の選定の決定もしくは補助金の交付決定が取り消される場合があります。

#### 第13 事業実施主体の責務等

事業実施主体は、事業の実施及び交付される補助金の執行に当たって、以下の条件を守っていただきます。

##### 1 事業の推進

事業実施主体は、要綱等を遵守し、事業全体の進行管理、事業成果の公表等、事業の推進全般についての責任を負っていただきます。特に、交付申請書の作成、計画変更に伴う各種承認申請書の提出、報告書の提出等については、適時適切に行ってください。

##### 2 補助金の経理

交付を受けた補助金の経理（預金口座の管理、会計帳簿への記帳・整理保管等をいう。以下同じ。）を実施するに当たっては、次の点に留意する必要がありま

す。

- (1) 事業実施主体は、交付を受けた補助金の経理に当たっては、適正化法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）に基づき、適正に執行すること。
- (2) 事業実施主体は、補助金の経理を、他の事業等と区分し、事業実施主体の会計部署等において実施すること。なお、特殊な事情により、当該事業実施主体の会計部署等に補助金の経理を行わせることができない場合は、国内に居住し、各事業実施主体が経理能力を有すると認める者（学生は、除きます。）に経理を行わせ、公認会計士又は税理士に経理状況について定期的に確認を受けるなど、適正な執行に努めること。

### 3 事業成果等の報告及び発表

事業成果及び交付を受けた補助金の使用結果については、本事業終了後、要綱等に基づき必要な報告を行っていただきます。また、農林水産省は、あらかじめ事業実施主体にお知らせした上で、報告のあった事業成果を公表できるものとします。

本事業により得られた成果については、広く普及・啓発に努めてください。

また、本事業終了後に得られた事業成果についても、必要に応じ発表していただくことがあります。

なお、新聞、図書、雑誌論文等による事業成果の発表に際しては、本事業によるものであること、論文等の見解が農林水産省の見解でないことを必ず明記し、発表した資料等については農林水産省に提出してください。

### 4 国による事業成果等の評価に係る協力

本事業終了後、次年度以降の政策立案等に反映させるため、事業成果の波及効果、その活用状況等に関して、必要に応じて、国による評価を行います。その際、ヒアリング等の実施について御協力をお願いすることができます。

## 第14 補助事業における利益等排除

補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達又は関係会社からの調達分がある場合、補助対象事業の実績額の中に補助事業者の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法如何にかかわらず、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられることから、以下のとおり利益等排除方法を定めます。

### 1 利益等排除の対象となる調達先

補助事業者（間接補助事業者を含む。以下同じ。）が以下の(1)～(3)の関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。）は、利益等排除の対象とします。

利益等排除の対象範囲には、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年11月27日大蔵省令第59号）第8条で定義されている親会社、子会社、関連会社及び関係会社を用います。

- (1) 補助事業者自身
- (2) 100%同一の資本に属するグループ企業
- (3) 補助事業者の関係会社（上記(2)を除く）

### 2 利益等排除の方法

(1) 補助事業者の自社調達の場合

原価をもって補助対象額とします。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいいます。

(2) 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象額とします。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（以下「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は0とします。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

(3) 補助事業者の関係会社（上記(2)を除く。）からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって補助対象額とします。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（以下「営業利益率」といい、営業利益率がマイナスの場合は0とします。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

注）「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明して頂きます。また、その根拠となる資料を提出して頂きます。

## 第15 公示への委任等

この公募要領に定めるもののほか、本事業の公募に関し必要な事項は、公示で定めます。公示は、原則30日間、農林水産省内の掲示板及び農林水産省のホームページ（ホーム > 申請・お問合せ > 調達情報・公表事項 > 補助事業参加者の公募、URL <http://www.maff.go.jp/j/supply/hozyo/index.html>）に掲載されます。

また、この公示に併せて、事業担当課等は、公募開始等の周知に努めることとします。